

高松市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年2月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

令和6年度

監査結果報告書（財政援助団体等監査）

監査対象団体 あなぶき・ことでんコンソーシアム



高松市監査委員

# 令和6年度財政援助団体等監査の結果について

## 1 監査基準への準拠

令和6年度の財政援助団体等監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

## 3 監査の対象

### (1) 対象局（所管課）

市民局（地域協働部仏生山総合センター）

### (2) 対象団体等

指定管理者 「あなぶき・ことでんコンソーシアム」

指定管理施設 「高松市仏生山交流センター」

## 4 監査対象事務等

局及び団体	監査対象事務
市民局 (仏生山総合センター)	令和5年度及び6年度において、指定管理者あなぶき・ことでんコンソーシアムが行った、高松市仏生山交流センターの管理に係る出納その他の事務
あなぶき・ことでんコンソーシアム	令和5年度及び6年度において、指定管理者として行った、高松市仏生山交流センターの指定管理業務全般

## 5 監査の着眼点

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、監査を実施した。

## 6 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局及び対象団体から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、令和6年12月に、施設管理運営状況を確認するため、高松市仏生山交流センターにおいて、実地監査を行った。

## 7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和6年11月12日から7年1月29日まで

## 8 監査の結果

監査対象局及び監査対象団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

局及び団体	指摘	意見	合計
市民局 (仏生山総合センター)	2	—	2
あなぶき・ことでんコンソーシアム	1	—	1
合計	3	—	3

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 高松市仏生山交流センターの指定管理について

## 1 高松市仏生山交流センターについて

高松市仏生山交流センターは、高松市仏生山町甲218番地1に所在し、市民が集い交流するスペースと、身近な場所で行政サービスを提供する総合センター機能を持つ複合施設として、令和4年3月から供用を開始した。

同施設は、供用開始時から、あなぶき・ことでんコンソーシアムが指定管理者として管理・運営を行っている。（指定管理期間は、9年3月31日まで）



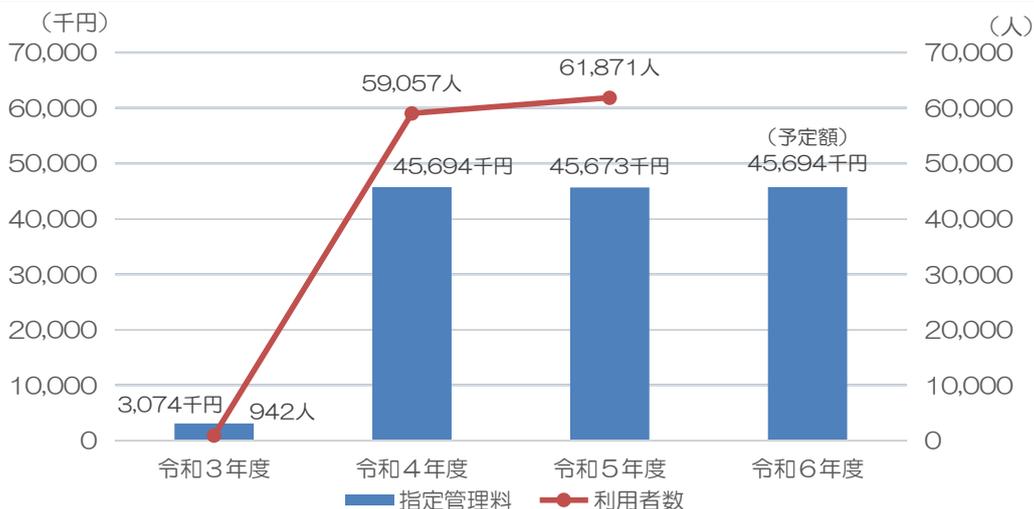
## 2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設での事業に関する業務
- (4) 施設の使用申請に対する許可及び取消し等に関する業務
- (5) 施設利用の促進に関する業務
- (6) 利用料金の徴収に関する業務

## 3 指定管理者の取組について

令和5年度の年間利用者数は6万人を超え、「カラダとココロのすこやか交流」をコンセプトに、「食べる」「動く」「話す」をテーマとした、健康づくりに関する講座やイベントなどを開催するほか、会議室等を貸し出しており、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用促進に努めている。

## 4 指定管理料及び利用者数の推移



## 令和6年度財政援助団体等監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文 該当ページ	局及び団体
1	指摘	所管課による指導監督体制について	P5	市民局 (仏生山総合センター)
2	指摘	利用料金の適正な承認手続について	P6	
3	指摘	指定管理業務の適正な遂行について	P7	あなぶき・ことடன் コンソーシアム

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和6年度／市民局

告示番号

高松市監査委員告示第11号

告示日

令和7年2月28日

所管課等

市民局  
(地域協働部仏生山総合センター)

区分

指摘

指摘の項目

所管課による指導監督体制について

指摘する理由

所管課は、指定管理者が基本協定書等を遵守しているかなどを適宜確認し、指導監督すべきであるが、維持管理業務等について、十分な確認等がされていなかった。

指摘

所管課は、指定管理業務の遂行状況を把握し、必要に応じて協議するなど、指定管理者と連携を取り、指定管理業務が協定書や管理運営基準書等に基づき適正に実施されるよう、指導監督体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市仏生山交流センターの管理に関する年度協定書（令和6年度）

内容

(管理経費)  
第6条 甲は、乙が基本協定書、年度協定書、管理運営基準書、募集要項、指定管理業務実施計画書等に従い、本業務を適切に実施していることを甲が確認することを条件として、乙に対し、本施設の管理運営に必要な経費（以下「管理経費」という。）として、次のとおり、四半期ごとに分け、各四半期の当初月末までに乙の適法な請求に基づき支払うものとする。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

令和6年度／市民局

告示番号

高松市監査委員告示第11号

告示日

令和7年2月28日

所管課等

市民局  
(地域協働部仏生山総合センター)

区分

指摘

指摘の項目

利用料金の適正な承認手續について

指摘する理由

高松市仏生山交流センターの利用料金については、条例において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっているが、利用料金の承認を行った証左は確認できなかった。

指摘

指定管理者が利用料金を新たに定める場合には、高松市仏生山交流センター条例の規定に基づき、適正に承認手續をとられたい。

根拠法令・通知等

高松市仏生山交流センター条例

内容

(利用料金)  
第17条  
2 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第4に規定する使用料の額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

# 財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体

令和6年度／あなぶき・ことடன்コンソーシアム

告示番号

高松市監査委員告示第11号

告示日

令和7年2月28日

所管課等

あなぶき・ことடன்  
コンソーシアム

区分

指摘

指摘の項目

指定管理業務の適正な遂行について

指摘する理由

指定管理業務について、協定書や管理運営基準書等を遵守していないものや、所管課に対し必要な報告を行っていないものが見受けられた。

指摘

指定管理業務について、協定書や管理運営基準書等を遵守した業務体制を構築するとともに、必要に応じて協議及び報告を行うなど所管課と連携し、指定管理業務を適正に遂行されたい。

根拠法令・  
通知等

高松市仏生山交流センターの管理に関する年度協定書（令和6年度）

内容

（管理業務の履行）  
第4条 乙は、法、条例、高松市行政手続条例（平成8年高松市条例第4号及び労働基準法（昭和22年法律第49号）などの関係法令のほか、基本協定及び年度協定の規定並びに乙が要項に基づき甲に対して提案した内容（末尾添付）に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ適正に管理業務を履行しなければならない。